

本法令日本語訳集は、JICA 技術協力専門家等が業務上作成した成果物を、日本の企業・個人の皆様がベトナムの法令を理解するための参考資料として公開するものです。法律上の問題に関しては法令のベトナム語原文を参照してください。JICA は、本法令日本語訳集の内容の正確性について保証せず、利用者が本法令日本語訳を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

仮和訳者 国際協力専門員 弁護士 塚原 正典

ベトナム法令

個人データ保護法（番号 91/2025/QH15）

目次

第一章 総則	3
第1条 調整範囲及び適用対象	3
第2条 用語の解釈	3
第3条 個人データ保護の原則	5
第4条 個人データ主体の権利及び義務	5
第5条 個人データ保護に関する法令の適用	6
第6条 個人データ保護に関する国際協力	7
第7条 厳禁される行為	7
第8条 個人データ保護に関する法令違反の処分	8
第二章 個人データ保護	8
第1節 個人データ処理過程における個人データ保護	8
第9条 個人データ主体の同意	8
第10条 同意撤回要請, 個人データ処理制限要請	9
第11条 個人データの収集, 分析, 統合	9
第12条 個人データの暗号化, 復号	9
第13条 個人データの修正	10
第14条 個人データの削除, 廃棄, 非識別化	10
第15条 個人データの提供	11
第16条 個人データの公開	11
第17条 個人データの移転	12
第18条 個人データ処理におけるその他の活動	13
第19条 個人データ主体の同意不要の場合における個人データ処理	13
第20条 個人データの越境移転	14
第21条 個人データ処理影響評価	15
第22条 個人データ処理影響評価書及び個人データ越境移転影響評価書の更新	15
第23条 個人データ保護規定違反の通報	16
第2節 活動における個人データの保護	17
第24条 子供, 民事行為能力喪失又は被制限者, 行為認識制御困難者の個人データの保護	17
第25条 労働者の採用, 管理, 使用における個人データの保護	17

第 26 条 健康情報に関する個人データ，保険事業における個人データの保護	18
第 27 条 財政・銀行の活動，信用情報の活動における個人データの保護	19
第 28 条 広告事業における個人データの保護	19
第 29 条 ソーシャルネットワークサービス，オンライン広報サービスに対する個人データの保護	20
第 30 条 ビッグデータ，人工知能，ブロックチェーン，仮想空間，クラウドコンピューティングの処理における個人データの保護	21
第 31 条 個人位置データ，生体認証データに対する個人データの保護 ..	22
第 32 条 公共の場所，公的活動における録音・録画から収集される個人データの保護	22
第三章 個人データ保護保障の勢力，条件	23
第 33 条 個人データ保護の勢力	23
第 34 条 個人データ保護に関する技術標準・基準	24
第 35 条 個人データ保護活動の検査	24
第四章 個人データ保護に関する機関，組織，個人の責任	24
第 36 条 個人データ保護に関する国家管理責任	24
第 37 条 個人データ統括者，個人データ処理者，個人データ統括及び処理者の責任	24
第五章 施行条項	26
第 38 条 施行効力	26
第 39 条 経過規定	26

国会
法律 番号：91/2025/QH15

ベトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福
2025年6月26日

個人データ保護法¹

番号 203/2025/QH15 の国会議決に従って条項を修正・補充されたベトナム社会主義共和国憲法に基づき、
国会は個人データ保護法を発行する。

第一章 総則

第1条 調整範囲及び適用対象

1. この法律は、個人データ、個人データ保護及び機関・組織・関連を有する個人の権利・義務・責任に関して規定する。
2. この法律は以下に適用する。
 - a) ベトナムの機関・組織・個人。
 - b) ベトナムに所在する外国の機関・組織・個人。
 - c) ベトナム公民²及び身分証明書の発給を受けてベトナムで生活しているが国籍が確定されていないベトナム出身者³である個人のデータ処理業務に直接参加する、又は関連を有する外国の機関・組織・個人。

第2条 用語の解釈

この法律において、各用語は以下のように解釈する。

1. 「個人データ」とは、一人を具体的に確定する、又は確定に資するデジタルデータ若しくはその他の様式の情報であり、基本的個人データ⁴及びセンシ

¹ 本稿は、2025年8月14日の時点での仮和訳である。目的はあくまで情報提供の範囲にとどまり、個別の事案への適用を予定していない。個別事案への適用により生じたいかなる損害について、仮和訳者及びその所属する組織はいっさいの責任を負わない。

² 「ベトナム公民」の原文は công dân Việt Nam である。

³ 「ベトナム出身者」の原文は người gốc Việt Nam である。

⁴ 「基本的個人データ」の原文は dữ liệu cá nhân cơ bản である。

ティブ個人データ⁵からなる。非識別化⁶された後の個人データは個人データにならない。

2. 「基本的個人データ」とは、一般的な身元、経歴に関する要素を反映するもので、取引・社会関係において常時使用され、政府が発行するリストに属する個人データである。
3. 「センシティブ個人データ」とは、個人の私的な権利に密接に関連し、それが侵害された場合には機関・組織・個人の権利、合法的利益に直接的な影響を惹起するもので、政府が発行するリストに属する個人データである。
4. 「個人データ保護」とは、個人データ侵害活動を防止、対抗するために、機関・組織・個人が力量、方法を使用することである。
5. 「個人データ主体」とは、個人データが反映される者である。
6. 「個人データ処理」とは、以下の活動からなる個人データに作用する活動である：個人データの収集、分析、統合、暗号化⁷、復号⁸、修正、削除、廃棄、非識別化、提供、公開、移転⁹、及び個人データに作用するその他の活動。
7. 「個人データ統括者¹⁰」とは、個人データ処理の目的及び方法を決定する機関・組織・個人である。
8. 「個人データ処理者¹¹」とは、契約を通じて、個人データ統括者又はデータ統括及び処理者の要請に従って個人データ処理を実施する機関・組織・個人である。
9. 「データ統括及び処理者¹²」とは、個人データの目的、方法を決定し、個人データを直接処理する機関・組織・個人である。
10. 「第三者」とは、個人データ主体、法令の規定に従って個人データ処理に参加する個人データ統括者・個人データ統括及び処理者・個人データ処理者ではない組織、個人である。

⁵ 「センシティブ個人データ」の原文は *dữ liệu cá nhân nhạy cảm* である。

⁶ 「非識別化」の原文は *khử nhân dạng* である。英語では *de-identification* と意味する概念と思われる。

⁷ 「暗号化」の原文は *mã hóa* であり、英語では *encryption* と訳されるようである。

⁸ 「復号」の原文は *giải mã* であり、英語では *decryption* と訳されるようである。

⁹ 「移転」の原文は *chuyển giao* である。

¹⁰ 「個人データ統括者」の原文は *Bên Kiểm soát dữ liệu cá nhân* である。

¹¹ 「個人データ処理者」の原文は *Bên Xử lý dữ liệu cá nhân* である。

¹² 「個人データ統括及び処理者」の原文は *Bên Kiểm soát và xử lý dữ liệu cá nhân* である。

11. 「個人データ非識別化」とは、一人を具体的に確定できない、又は確定に資することのない新たなデータ作出のため情報を変更又は削除する過程である。
12. 「個人データ処理影響評価¹³」とは、個人データのリスク減少、保護の手段の適用のための、個人データ処理の過程で発生するリスクの分析、評価である。

第3条 個人データ保護の原則

1. 憲法の規定、この法律の規定及び関連を有するその他の法令の規定を順守する。
2. 具体的で明確な範囲・目的に正しく、法令の規定順守を保障して個人データを収集、処理できるのみである。
3. 個人情報の正確性及び必要な場合の情報の修正・更新・補充、個人データ処理目的に適合する時間の保存を保障する。但し、法令が異なる規定を有する場合を除く。
4. 個人データ保護に適合する体制、技術、人員に関する措置、解法の効果を同調させる。
5. 個人データ保護に関する法令違反のあらゆる行為を主動的に防止、発見、阻止、闘争、時期に遅れない厳正な処理を行う。
6. 個人データ保護を国家・民族の利益保護、経済 - 社会発展、国防・安寧及び外交の保障、個人データ保護と機関・組織・個人の権利、合法的利益の保護の調和の保障に関連付ける。

第4条 個人データ主体の権利及び義務

1. 個人データ主体の権利は以下からなる。
 - a) 個人データ処理活動につき知らされる。
 - b) 個人データ処理につき同意又は不同意をし、同意撤回を求める。
 - c) 個人情報を検討し、修正又は修正を求める。
 - d) 個人データの提供、削除、制限を求める。個人データ処理反対要請を送る。
 - d) 法令の規定に従って不服申し立て、告発、提訴、損害賠償請求をする。
 - e) 個人データ処理の権限を有する機関、又は関連する機関・組織・個人に対して、法令の規定に従った自らの個人情報保護の措置、解法の実施を求める。
2. 個人データ主体の義務は以下からなる。

¹³ 「個人データ処理影響評価」の原文は *Đánh giá tác động xử lý dữ liệu cá nhân* である。

- a) 自らの個人データを自ら保護する。
 - b) 他人の個人データを尊重し、保護する。
 - c) 法令の規定に従って、契約に従って、又は自らの個人データ処理につき同意する場合、自らの個人データを十分に、正確に提供する。
 - d) 個人データ保護に関する法令を執行し、個人データ侵害行為防止に参加する。
3. 個人データ主体は、自らの権利及び義務を実施する際に、以下の原則を全て順守しなければならない。
- a) 法令の規定を実施する。契約に従った個人データ主体の義務を履行する。個人データ主体の権利及び義務の実施はその個人データ主体の権利、合法的利益保護を目的としたものでなければならない。
 - b) 個人データ統括者、個人データ統括及び処理者、個人データ処理者の法的権利義務の実施を困難にし、妨害することはできない。
 - c) 国家・機関・組織・他の個人の権、合法的利益を侵害することはできない。
4. 法令の規定に従って、機関・組織・個人は個人データ主体の権利及び義務の実施につき好条件を創出する責任を負い、その実施を困難にし、妨害することはできない。
5. この条第1項が規定する個人データ主体の権利を実施するための個人データ主体の要請を受領した場合、個人データ統括者、個人データ統括及び処理者は法令の規定に従った期限内に、時期に遅れることなく実施しなければならない。

政府はこの項の詳細を規定する。

第5条 個人データ保護に関する法令の適用

1. ベトナム社会主義共和国の領土上の個人データ保護活動は、この法律¹⁴の規定及び関連を有する法令の規定に従って実施する。
2. この法律が施行効力を有する前に個人データ保護に関して具体的規定を有する法律、決議を国会が発行して、それがこの法律の規定に従った個人データ保護の原則に反しない場合、その法律、決議の規定を適用する。
3. この法律が施行効力を有した後に個人データ保護に関してこの法律の規定と異なる規定を有する法律、決議を国会が発行した場合、この法律の規定に

¹⁴ 「法律」の原文は luật である。本仮和訳では「法律 luật」と「法令（原文は pháp luật。法律以外の議定（政令）その他の下位法規範文書も含むものとの理解され得る表現である。）」を区別して訳出している。

従って実施する内容又は実施しない内容、その法律、決議の規定に従って実施する内容を具体的に規定しなければならない。

4. 機関・組織・個人がこの法令の規定に従った個人データ処理影響評価、個人データの越境移転¹⁵影響評価をする場合、データに関する法令の規定に従った個人データ処理リスク評価、個人データ越境移転影響評価を実施しない。

第6条 個人データ保護に関する国際協力

1. 平等、共通の利益、独立・主権・領土保全の尊重を基礎として、個人データ保護に関するベトナムの法令、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約及び国際合意を順守する。
2. 個人データ保護に関する国際協力の内容は以下からなる。
 - a) 個人データ保護に関する法令の効果を実施する条件を創出するための国際協力のメカニズムを構築する。
 - b) 他国の個人データ保護に関する司法扶助に参加する
 - c) 個人データ侵害行為を防止し、闘争する。
 - d) 個人データ保護に関して人的リソースを養成し、科学研究をし、科学及び技術を応用する。
 - d) 個人データ保護に関する法令の制定及び施行の経験を共有¹⁶する。
 - e) 個人データ保護に資する技術を移転する。
3. 政府は、個人データ保護に関する国際協力を実施する責任を規定する。

第7条 厳禁される行為

1. ベトナム社会主義共和国に抵抗すること、国防・国家安寧・社会の安全と秩序・機関、組織、個人の合法的利益に影響を与えることを狙った個人データの処理。
2. 個人データ保護活動を阻害する。
3. 法令違反行為実施のために個人データ保護活動を利用する。
4. 法令の規定に違反する個人データ処理。
5. 法令の規定に違反する行為の実施のため、他者の個人データを使用し、他者に自らの個人データを使用させる。
6. 個人データの売買。但し、法律が異なる規定を有する場合を除く。
7. 個人データを略奪し、故意に漏洩し、消失させる。

¹⁵ 「個人データの越境移転」の原文は *chuyển dữ liệu cá nhân xuyên biên giới* である。直訳は「個人データの国境を越えた移転」である。

¹⁶ 「共有する」の原文は *Trao đổi* である。直訳は「交換する」であるが意識した。

第8条 個人データ保護に関する法令違反の処分

1. 組織，個人がこの法律の規定及び個人データ保護に関連を有する他の法令の規定に反した場合，違反行為の性質，程度，影響に応じて行政罰を受け，又は刑事責任を追求される。損害を惹起した場合は，法令の規定に従って損害賠償をしなければならない。
2. 個人データ保護の分野での行政違反処罰はこの条第3項，第4項，第5項，第6項及び第7項及び行政違反処分に関する法令の規定に従って実施する。
3. 個人データ売買行為に対する行政違反処罰における罰金最高額は，違反行為により得た収益の10倍である。違反行為より収益が得られない，又は違反行為より得られた収益に従った罰金額がこの条第5項が規定する罰金最高額より低い場合は，この条第5項が規定する罰金額を適用する。
4. 個人データの越境移転の規定違反行為をした組織に対する行政違反処罰における罰金最高額は，その組織の直前の年の収入の5%である。直前の年に収入がない，又は収入に従った罰金額がこの条第5項が規定する罰金最高額より低い場合は，この条第5項が規定する罰金額を適用する。
5. 個人データ保護の分野におけるその他の違反行為に対する行政違反処罰の罰金最高額は，30億ドンである。
6. この条第3項，第4項及び第5項が規定する罰金最高額は組織に適用される。違反行為を共に行う個人にも適用され，その罰金最高額は組織に対する罰金の二分の一である。
7. 政府は，個人データ保護に関する法令違反実施より得られた収益の計算方法を規定する。

第二章 個人データ保護

第1節 個人データ処理過程における個人データ保護

第9条 個人データ主体の同意

1. 個人データ主体の同意は，個人データ主体が自らの個人データ処理を許可することである。但し，法令が異なる規定を有する場合を除く。
2. 個人データ主体の同意は，自発的なもので，以下の情報を明確に知っている場合にのみ効力を有する。
 - a) 処理される個人データの種類，個人データ処理の目的。
 - b) 個人データ統括者又は個人データ統括及び処理者。
 - c) 個人データ主体の権利，義務。
3. 個人データ主体の同意は，明確に，具体的に，書面で，印刷・複写可能な方式で表現され，それは電子的様式又は検証可能な様式を含む。

4. 個人データ主体の同意は、以下の各原則を保障しなければならない。
 - a) それぞれの目的ごとに同意する。
 - b) 合意した内容につき異なる目的で同意を強制する条件を付することはできない。
 - c) 同意は、個人データ主体がその同意を変更するまで、又は法令の規定に従って、効力を有する。
 - d) 沈黙又は無反応は同意と看做されない。
5. 政府はこの条第3項の規定の詳細を規定する。

第10条 同意撤回要請、個人データ処理制限要請

1. 個人データ主体は、個人データ処理の範囲・目的又は個人データの正確性に疑義がある場合、自らの個人データ処理を許可する同意撤回を要請する権利、自らの個人データ処理の制限を要請する権利を有する。但し、この法律第19条が規定する場合、又は法令が異なる規定を有する場合を除く。
2. 個人データ主体の個人データ処理の同意撤回要請・制限要請は、電子的様式又は検証可能な様式を含んだ書面で表現され、個人データ統括者、個人データ統括及び処理者に送付されなければならない。個人データ主体の個人データ処理の同意撤回要請・制限要請は、法令の規定に従い、各当事者の合意に従って実施される。
3. 法令の規定に従った期限内に、個人データ統括者、個人データ統括及び処理者は、個人データ主体の個人データ処理の同意撤回要請・制限要請を受領し、実施し、個人データ処理者に実施を要求する。
4. 個人データ処理の同意撤回要請・制限要請の実施は、個人データ主体が個人データ処理の同意撤回要請・制限要請をした時点より前の個人データ処理活動に適用しない。

第11条 個人データの収集、分析、統合

1. 収集される個人データは、事前に個人データ主体の同意を得なければならない。但し、法令が異なる規定を有する場合を除く。
2. 党・国家機関は、法令の規定に従って、領導・指導・国家管理・経済 - 社会の発展の業務に資するため自ら収集した、又は共有・移転・開発・使用を受けたデータ源から個人データを分析、統合する権限を有する。
3. この条第2項の規定に属さない機関・組織・個人は、法令の規定に従って処理を許可された個人データ源から個人データを分析、統合できる。

第12条 個人データの暗号化、復号

1. 暗号化とは、個人データを復号がされない限り認識できない様式に変換することである。暗号化された個人データは依然として個人データである。
2. 国家機密である個人データは、国家機密保護に関する法令及び機密に関する法令の規定に従って暗号化、復号されなければならない。
3. 機関・組織・個人は、個人データ処理活動に適合する個人データの暗号化、復号の実施を決定する。

第13条 個人データの修正

1. 個人データ主体は、各種の個人データの種類について、個人データ統括者・個人データ統括及び処理者との合意に従ってその個人データを自ら修正し、データ統括者・個人データ統括及び処理者にその個人データの修正を提議できる。
2. 個人データ統括者・個人データ統括及び処理者は、個人データ主体が要請した後に、又は法令の規定に従って個人データを修正し、個人データ処理者、第三者に個人データ主体の個人データ修正を要請する。
3. 個人データの修正は正確性を保障しなければならない。正当な理由のため個人データが修正できない場合、個人データ統括者・個人データ統括及び処理者は、その旨がわかるように機関・組織・個人に通知しなければならない。

第14条 個人データの削除、廃棄、非識別化

1. 個人データの削除、廃棄は以下の各場合に実施する。
 - a) 個人データ主体が要請し、自らに発生し得るリスク、損害を承認する。
この場合の個人データ主体の要請は、この法律第4条3項が規定する原則を全て順守しなければならない。
 - b) 個人データ処理目的が達成された。
 - c) 法令の規定に従った保存期間が経過した。
 - d) 権限を有する国家機関の決定に従って実施する。
 - d) 合意に従って実施する。
 - e) 法令の規定に従ったその他の場合。
2. この法律第19条が規定する場合の個人データの削除、廃棄、又はこの法律第4条3項に規定に違反する個人データの削除、廃棄に関する個人データ主体の要請を実施しない。
3. 個人データ統括者、個人データ統括及び処理者は、この条第1項が規定する各場合、又は個人データ処理者、第三者に個人データ主体の個人データの削除、廃棄を要請する場合、個人データを削除、廃棄する。個人データの削

除、廃棄は安全な方法により実施される。削除・廃棄された個人データに侵入し、許可なく回復する行動を阻止する。

4. 機関、組織、個人は、削除・廃棄された個人データを故意に許可に反して回復することはできない。
5. 個人データ統括者、個人データ統括及び処理者、個人データ処理者はこの法律の規定を順守する責任を負う。個人データ主体の要請を受領した後に正当な理由で個人データの削除、廃棄ができない場合、個人データ統括者及び個人データ統括及び処理者は、個人データ主体にそれを知らせるため通知する。
6. 個人データの非識別化につき以下に規定する。
 - a) 個人データ非識別化を行う機関、組織、個人は、個人データ非識別化の過程を厳しく統括、監察する。非識別化過程における個人データに対する許可に反するアクセス、複製、占奪、漏洩、消失¹⁷を阻止する。
 - b) 個人データの非識別化の後にその再識別化¹⁸をすることはできない。但し、法令が異なる規定を有する場合を除く。
 - c) 個人データの非識別化は、この法律の規定及び関連を有するその他の法律の規定を順守する。

第 15 条 個人データの提供

1. 個人データ主体は、法令の規定に従って、又は機関、組織、個人との同意に従って、個人データをその機関、組織、個人に提供する。
2. 個人データ統括者、個人データ統括及び処理者は、以下の場合に個人データを提供する。
 - a) 法令の規定に適合する個人データ主体の要請、個人データ主体との合意に従って個人データ主体に提供する。但し、その提供が国防、国家安寧、秩序、社会の安全に損害を惹起し得る場合、又は他者の生命、健康、財産を侵害し得る場合を除く。
 - b) 個人データ主体が同意する場合に機関、組織、その他の個人に提供する。但し、法令が異なる規定を有する場合を除く。

第 16 条 個人データの公開

1. 個人データは具体的目的のために公開されるのみである。公開範囲、公開される個人データの種類の種類は公開目的に適合しなければならない。個人データ公開は個人データ主体の合法的権利・利益を侵害できない。

¹⁷ 「複製、占奪、漏洩、消失」の原文は sao chép, chiếm đoạt, làm lộ, làm mất である。

¹⁸ 「再識別化」の原文は tái nhận dạng である。

2. 個人データは以下の場合に公開されるのみである。
 - a) 個人データ主体の同意がある。
 - b) 法令の規定に従った実施である。
 - c) この法律第 19 条 1 項 b 号が規定する場合である。
 - d) 契約に従った義務の履行である
3. 公開する個人データは、オリジナルのデータソースからの個人データの正しい反映及びアクセス、開発、使用する機関、組織、個人に対する利便性の創出を保障しなければならない。
4. 個人データ公開の形式は、電子情報ページ、電子情報ポータル、マスメディア¹⁹及び法令の規定に従ったその他の形式にデータを登載することからなる。
5. 個人データを公開する機関、組織、個人は、正しい目的・範囲及び法令の規定の順守を保障するため個人データ公開につき厳格に統括及び監察し、公開された個人データに対する許可に反するアクセス・使用・漏洩・複製・修正・削除・廃棄又はその他処分行為を自らの能力、状況の範囲内²⁰で阻止しなければならない。

第 17 条 個人データの移転

1. 個人データの移転は、以下の場合に実施される。
 - a) 個人データ主体の同意がある場合の個人データ移転。
 - b) 確立した処理目的と適合する個人データ処理のための一つの機関・組織内の部局間のデータ共有。
 - c) 行政機関・組織・単位の消滅分割・存続分割・吸収合併²¹、国営企業の再編・所有形式転換、単位・組織の消滅分割・存続分割・吸収合併・新設合併²²・活動終了、他の単位・組織の活動終了に基づく単位・組織の設立の場合の個人データ処理継続のための個人データ移転。
 - d) 個人データ統括者、個人データ統括及び処理者が、規定に従った個人データ処理を行うための、個人データ処理者、第三者に対する個人データ移転。
 - d) 権限を有する国家機関の要請に従った個人データ移転。
 - e) この法律第 19 条 1 項が規定する場合の個人データ移転。

¹⁹ 「マスメディア」の原文は *phương tiện thông tin đại chúng* である。

²⁰ 「自らの能力、状況の範囲内」の原文は *trong khả năng, điều kiện của mình* である。

²¹ 「消滅分割・存続分割・吸収合併」の原文は、*chia, tách, sáp nhập* である。

²² 「新設合併」の原文は *hợp nhất* である。

2. この条第1項が規定する場合の個人データ移転の費用徴収の有無は、個人データの売買を確定させない。
3. 政府はこの条の詳細を規定する。

第18条 個人データ処理におけるその他の活動

1. 個人データ統括者、個人データ統括及び処理者、個人データ処理者、第三者は自らの活動に適合する方式に従って個人データを保存し、法令の規定に従った保存過程において個人データ保護措置をとる。
2. 個人データの保存・アクセス・入手・結合・配分・確認・確保、個人データに作用するその他の活動は、この法律・データに関する法令の規定、関連を有する法令のその他の規定及び当事者間の合意に従って実施する。
3. 科学・技術発展、創造的刷新及び国家的デジタルトランスフォーメーションの飛躍的進歩を創造する特別なメカニズム・政策の使用に資するように、個人データを国家管理活動、公立事業単位に対して優先的に開発・使用する。

第19条 個人データ主体の同意不要の場合における個人データ処理

1. 個人データ主体の同意不要で個人データ処理できる場合は、以下からなる。
 - a) 緊急の場合におけるデータ主体又は他者の生命、健康、名誉、人格、合法的権利・利益を保護するため、自ら若しくは他者の正当な権利・利益又は国家・機関・組織の利益に対する侵害行為からそれら利益を必要な方法で保護するため。データ統括者、データ処理者、データ統括及び処理者、第三者はその場合にあたることを証明する責任を負う。
 - b) 緊急状態を解決するため、国家安全への脅威があるが緊急状態を宣言する程度には至っていないを危険を解決するため、暴乱・テロを防止し、対抗するため、犯罪及び法令違反を防止し、対抗するため。
 - c) 法令の規定に従った国家機関の活動、国家管理活動に役立てるため。
 - d) 個人データ主体と法令の規定に従って関連を有する機関、組織、個人との合意を実施するため。
 - d) 法令の規定に従ったその他の場合。
2. 関連を有する機関、組織、個人は、個人データ主体の同意が不要となる場合に個人データを処理する場合、以下からなる監察メカニズムを設立しなければならない。
 - a) 個人データ処理の規定を作成し、個人データ処理過程における機関、組織、個人の責任を確定する。

- b) 適合する個人データ保護方法を展開する。個人データ処理過程で発生し得るリスクを常に評価する。
- c) 法令の規定，個人データ処理規定の順守について定期的な検査，評価を実施する。
- d) 関連を有する機関，組織，個人の意見，建議を受領して処理するメカニズムを備える。

第 20 条 個人データの越境移転

1. 個人データの越境移転は以下の場合からなる。
 - a) ベトナムに保存されている個人データをベトナム社会主義共和国の領土に置かれたデータ保存システムに移転する。
 - b) ベトナムの機関，組織，個人が個人データを外国の機関，組織，個人に移転する。
 - c) ベトナムで収集された個人データ処理のため，ベトナム又は外国の機関，組織，個人がベトナム社会主義共和国の領土外のプラットフォーム²³を使用する。
2. この条第 1 項が規定する個人データ越境移転を行う機関，組織，個人は，個人データ越境移転影響評価書²⁴を作成して，原本²⁵ 1 部を個人データ保護専門責任機関²⁶に対してその移転の日から 60 日以内に送付しなければならない。但し，この条第 6 項が規定する場合を除く。
3. 個人データ越境移転影響評価は，その機関・組織・個人の活動期間を通じて 1 回実施し，この法律第 22 条の規定に従って更新する。
4. 個人データ保護専門責任機関は，年に 1 回の²⁷定期的な個人データ越境移転の検査，又は個人データ保護に関する法令違反行為を発見した場合若しくは個人データの漏洩，消失が発生した場合の臨時検査を決定する。
5. 個人データ保護専門責任機関は，国防，国家安寧に損害を惹起し得る活動に使用するための個人データ移転を発見した場合，機関・組織・個人の個人データ越境移転に対する停止要請を決定する。
6. 個人データ越境移転影響評価に関する規定を実施しなくてもよい場合は，以下からなる。

²³ 「プラットフォーム」の原文は *nền tảng* である。

²⁴ 「個人データ越境移転影響評価書」の原文は *hồ sơ đánh giá tác động chuyển dữ liệu cá nhân xuyên biên giới* である。

²⁵ 「原本」の原文は *bản chính* である。

²⁶ 「個人データ保護専門責任機関」の原文は *cơ quan chuyên trách bảo vệ dữ liệu cá nhân* である。

²⁷ 「年に 1 回」の原文は *không quá 01 lần trong năm* であり，直訳は「年に 1 回を超えない」である。

- a) 権限を有する国家機関の個人データ越境移転。
 - b) 機関，組織がその機関，組織に属する労働者の個人データをクラウドコンピューティングサービス上に保存する。
 - c) 個人データ主体が自らの個人データを自ら越境移転させる。
 - d) 政府の規定に従ったその他の場合。
7. 政府はこの条第1項，5項及び6項の詳細を規定し，個人データ越境移転影響評価の書類の構成，条件，手順，手続を規定する。

第21条 個人データ処理影響評価

1. 個人データ統括者，個人データ統括及び処理者は，個人データ処理影響評価書を保存し，原本1部を個人データ保護専門責任機関に対して個人データ処理開始日から60日以内に送付する。但し，この条第6項が規定する場合を除く。
2. 個人データ処理影響評価は，個人データ統括者，個人データ統括及び処理者の活動機関を通して1回実施し，この条第22条の規定に従って更新される。
3. 個人データ処理者は，個人データ統括者・個人データ統括及び処理者との合意に従って個人データ処理影響評価書を作成し，保存する。但し，この条第6項が規定する場合を除く。
4. 個人データ保護専任責任機関は，個人データ処理影響評価書を評価し，十分でなく，規定に正しく沿っていない場合には個人データ統括者，個人データ統括及び処理者，個人データ統括処理者にその完備を要請する。
5. 個人データ統括者，個人データ統括及び処理者，個人データ統括処理者は，個人データ保護専任責任機関に送付済みの個人データ処理影響評価書の内容の変更がある場合，その書類を更新・補充する。
6. 権限を有する国家機関は，この条が規定する個人データ処理影響評価に関する規定を実施する必要はない。
7. 政府は個人データ処理影響評価の書類の構成，条件，手順，手続を規定する。

第22条 個人データ処理影響評価書及び個人データ越境移転影響評価書の更新

1. 個人データ処理影響評価書及び個人データ越境移転影響評価書は，変更があった場合は6か月ごとの定期に更新され，この条第2項が規定する場合は直ちに更新される。
2. 直ちに更新が必要となる変更は，以下からなる。

- a) 法令の規定に従って、機関、組織、単位が組織再編される、活動を停止する、解散する、破産する場合。
 - b) 個人データ保護サービスを提供する組織、個人に関する情報変更がある場合。
 - c) 個人データ処理影響評価書、個人データ越境移転影響評価書にて登録済みの個人データ処理に関連を有する事業サービスが新たに発生した、又はその分野、業種が変更になった場合。
3. 個人データ処理影響評価書及び個人データ越境移転影響評価書の更新は、個人情報保護に関する国家情報ポータル²⁸上で、又は個人データ保護専門責任機関にて実施される。
4. 政府はこの条の詳細を規定する。

第 23 条 個人データ保護規定違反の通報

1. 国防、国家安寧、社会秩序・安全又は個人データ主体の生命・健康・名誉・人格・財産に損害を与え得る個人データに関する規定違反を発見した個人データ統括者、個人データ統括及び処理者、第三者は、違反発見の時から遅くとも 72 時間以内に、個人データ保護専門責任機関に通報しなければならない。個人データ処理者が違反行為を発見した場合は、個人データ統括者又は個人データ統括及び処理者に遅滞なく通報する。
2. 個人データ統括者、個人データ統括及び処理者は、個人データ保護規定違反行為発生に関して確認する記録書類を作成し、個人データ保護専門責任機関と協働して違反行為を処分しなければならない。
3. 機関、組織、個人は、以下の場合、個人データ保護専門責任機関に通報する。
 - a) 個人データ保護に関する規定違反行為を発見した。
 - b) 個人データが誤った目的で、データ主体と個人データ統括者、個人データ統括及び処理者との合意に反して処理された。
 - c) 個人データ主体の権利が保障されない、又はその権利実施に誤りがある。
 - d) 法令が規定するその他の場合。
4. 個人データ保護専門責任機関は、個人データ保護に関する規定違反の通報を受領し、その違反行為を処分する責任を負う。個人データ統括者、個人データ統括及び処理者、第三者及び関連を有する機関、組織、個人は、個人データ保護に関する規定違反行為を阻止し、生じた結果を克服し、その違反行為の処分において個人データ保護専門責任機関と協働する責任を負う。

²⁸ 「国家情報ポータル」の原文は Công thông tin quốc gia である。

5. 政府は、個人データ保護に関する規定違反の通報内容を規定する。

第2節 活動における個人データの保護

第24条 子供、民事行為能力喪失又は被制限者、行為認識制御困難者の個人データの保護

1. 子供²⁹、民事行為能力喪失又は被制限者³⁰、行為認識制御困難者³¹の個人データの保護は、この法律に従って実施する。
2. 子供、民事行為能力喪失又は被制限者、行為認識制御困難者に対しては、法定代理人が個人データ主体の権利をかわって実施する。但し、この法律第19条1項が規定する場合を除く。7歳以上の子供の個人データ処理が子供の私生活、秘密の公表³²を目的としている場合、子供及びその法定代理人の同意を得ることが必要である。
3. 子供、民事行為能力喪失又は被制限者、行為認識制御困難者の個人データ処理は、以下の場合に停止する。
 - a) この条第2項が規定する同意をした者が、子供、民事行為能力喪失又は被制限者、行為認識制御困難者の個人データ処理を許可する同意を撤回する。但し、法令が異なる規定を有する場合を除く。
 - b) 個人データ処理が、子供、民事行為能力喪失又は被制限者、行為認識制御困難者の権利、合法的利益を侵害し得ることを証明する十分な根拠がある場合に、権限を有する機関の要請に従う。但し、法令が異なる規定を有する場合を除く。

第25条 労働者の採用、管理、使用における個人データの保護

1. 労働者の採用における機関、組織、個人の個人データ保護の責任は、以下のとおりである。

²⁹ 「子供」の原文は *trẻ em* である。この法律それ自体に *trẻ em* を定義する規定はない。子供法 (*Luật trẻ em*, 102/2016/QH13) 第1条によれば、*trẻ em* とは16歳未満の者をいう。また、未成年者と訳することができる *người chưa thành niên* は18歳未満の者をいう (民法 [91/2015/QH13] 第21条1項)

³⁰ 「民事行為能力喪失又は被制限者」の原文は *người bị mất hoặc hạn chế năng lực hành vi dân sự* である。この法律自体にその定義をする規定はないが、民法 (91/2015/QH13) にはそれに関する規定がある (同法第22条、第24条)。

³¹ 「行為認識制御困難者」の原文は *người có khó khăn trong nhận thức, làm chủ hành vi* である。この法律自体にその定義をする規定はないが、民法 (91/2015/QH13) にはそれに関する規定がある (同法第23条)。

³² 「公表」の原文は *công bố, tiết lộ* である。

- a) 法令の規定に適合する採用を行う機関，組織，個人の採用目的に資する情報提供を要請されるのみである。提供される情報は法令の規定に適合する採用目的及び合意に従ったその他の目的に使用されるのみである。
 - b) 提供される情報は法令の規定に従って処理され，採用予定者の同意を得なければならない。
 - c) 採用されない場合，採用予定者の情報は削除，廃棄されなければならない。但し，採用予定だった者と異なる合意がある場合を除く。
2. 労働者の管理，使用における機関，組織，個人の個人データ保護の責任は，以下のとおりである。
- a) この法律，労働・仕事に関する法令，データに関する法令及び関連を有するその他の法令の規定を順守する。
 - b) 労働者の個人データは，法令の規定又は合意に従った期間，保存しなければならない。
 - c) 契約終了の場合，労働者の個人データは削除，廃棄されなければならない。但し，合意又は異なる規定を有する法令に従う場合を除く。
3. 労働管理における技術³³的方法によって収集される労働者の個人データ処理は，以下のように規定される。
- a) 労働者が明確に認識している法令の規定に適合する技術的方法が適用されるのみであり，データ主体の権利，利益を保障する
 - b) 法令の規定に反する技術的方法により収集された個人データを処理，使用することができない。

第 26 条 健康情報に関する個人データ，保険事業における個人データの保護

1. 健康情報に関する個人データ，保険事業における個人データの保護は，以下のように規定される。
 - a) 個人データ収集，処理の過程で個人データ主体の同意がなければならない。但し，この法律第 19 条 1 項が規定する場合を除く。
 - b) 個人データ保護に関する規定，関連を有する法令のその他の規定を全て適用する。
2. 健康に関する分野で活動する機関，組織，個人は，健康促進サービス又は健康保険・生命保険³⁴サービスを提供する組織である第三者に個人データを提供しない。但し，個人データ主体の書面による請求がある場合，又はこの法律第 19 条 1 項が規定する場合を除く。

³³ 「技術」の原文は công nghệ, kỹ thuật である。

³⁴ 「生命保険」の原文は bảo hiểm nhân thọ である。

3. 医療に関するアプリケーション³⁵、保険事業に関するアプリケーションを開発する組織、個人は個人データ保護に関する規定を全て順守しなければならない。
4. 企業が再保険³⁶事業を行う場合、再保険を行う旨及び再保険の相手型企業に個人データが移転する旨を、顧客との契約中に明記することが必要である。

第 27 条 財政・銀行の活動、信用情報の活動における個人データの保護

1. 財政・銀行、信用情報の分野で活動する組織、個人は、以下の責任を負う。
 - a) 法令の規定に従った財政、銀行の活動におけるセンシティブ個人データ保護に関する規定、安全・秘密保持の基準を全て実施する。
 - b) 個人データ主体の同意が得られていない場合、その信用に関する採点・信用の等級分け・信用情報の評価・信任程度の評価のため、個人データ主体の信用情報を使用しない。
 - c) この法律の規定及び関連を有する法令のその他の規定に適合する情報源から信用情報活動に資するために必要な個人データを収集するのみである。
 - d) 銀行口座、財政、信用、信用情報に関する情報の漏洩、紛失があった場合、個人データ主体に通報する。
2. 信用情報活動を実施する組織、個人は、この法律の規定を順守し、許可に反する顧客の個人データのアクセス・使用・漏洩・修正の防止措置を適用し、紛失した場合の顧客の個人データを回復する手段を備え、顧客の信用情報評価に資する個人データの収集・提供・処理の過程での秘密を保持する責任を負う。
3. 政府はこの条の詳細を規定する。

第 28 条 広告事業における個人データの保護

1. 広告業を営む組織、個人は、個人データ統括者・個人データ統括及び処理者が合意に従って移転した、又は広告業を営むため自らの事業活動を通じて収集した顧客のデータを使用するのみである。個人データの収集、使用、移転は、この法律第 4 条が規定する個人データ主体の権利を保障しなければならない。
2. 個人データ統括者、個人データ統括及び処理者は、法律の規定に従った広告業を営む組織、個人に対して個人データを移転できるのみである。

³⁵ 「アプリケーション」の原文は ứng dụng である。

³⁶ 「再保険」の原文は tái bảo hiểm である。

3. 広告業を営むための顧客の個人データ処理には、顧客が内容・方法・手続・製品紹介が現れる回数³⁷を明確に知っていることに基づいた同意が必要である。
4. 広告のための個人データ使用は、スパムメッセージ・スパム電子メール・スパム電話防止に関する法令の規定、及び広告に関する法令の規定に適合しなければならない。
5. 個人データ主体は、広告からのメッセージ受信停止を要請する権利を有する。広告業を営む組織、個人は、個人データ主体の要請に従って広告を停止するメカニズムを提供しなければならない。
6. 広告業を営む組織、個人は、個人データを使用する広告事業の全部を自らに代わって実施する他の組織、個人に貸し付ける、又は合意をすることはできない。
7. 広告業を営む組織、個人は、広告のため顧客の個人データを使用することにつき自ら責任を負い、この条第1項、第2項、第3項、第4項の規定、及び広告に関する法令の規定を順守する。
8. 行為による広告・具体的目標がある広告・パーソナライズド広告³⁸のため個人データを使用する際に、組織、個人はこの条の規定及び以下の規定³⁹を順守しなければならない。
 - a) 個人データ主体の同意がある場合に、電子情報ページ、電子情報ポータル、アプリケーションのモニタリングを通じて、個人データを収集できるのみである。
 - b) 個人データ主体がデータ共有拒否でき、保存期間を確定でき、不必要な場合はデータを削除・廃棄できる方式を構築しなければならない。

第 29 条 ソーシャルネットワークサービス、オンライン広報サービスに対する個人データの保護

ソーシャルネットワークサービス、オンライン広報サービスを提供する組織、個人は、以下の責任を負う。

1. 個人データ主体がソーシャルネットワークサービス、オンライン広報サービスをインストールして使用する場合、収集する個人データ内容を明確に通

³⁷ 「製品紹介が現れる回数」の原文は *tần suất giới thiệu sản phẩm* である。

³⁸ 「行為による広告・具体的目標がある広告・パーソナライズド広告」の原文は *quảng cáo theo hành vi hoặc có mục tiêu cụ thể hoặc cá nhân hóa quảng cáo* である。

³⁹ 「この条の規定及び以下の規定」の原文は *quy định tại Điều này và các quy định sau đây* である。

知する。顧客の許可に反した、又は顧客と同意した範囲外の個人データを収集しない。

2. アカウントの確定につながる身分証明書類⁴⁰の内容の全て又はその一部を保存した映像、ビデオの提供を要求することはできない。
3. 使用者がデータファイルの収集及び共有（いわゆる cookie）を拒否する選択肢を提供する。
4. ソーシャルネットワークサービス、オンライン広報サービスの活動を「モニタリング⁴¹しない」又は使用者の同意がある場合のみにモニタリングする選択肢を提供する。
5. 個人データ主体の同意がない場合に、話を盗聴⁴²又は記録し、メッセージを読むことを行わない。
6. 個人データの秘密保持の政策を公開し、その収集・使用・共有の方法を明確に説明する。データのアクセス・修正・削除、個人データに対するプライバシー権の管理⁴³、秘密保持及びプライバシー権に関する違反報告のメカニズムを使用者に提供する。越境移転の際のベトナム公民の個人データを保護する。個人データ保護に関する迅速で効果的な違反処分の規定を作成する。

第 30 条 ビッグデータ、人工知能、ブロックチェーン、仮想空間、クラウドコンピューティングの処理における個人データの保護

1. ビッグデータ、人工知能、ブロックチェーン、仮想空間、クラウドコンピューティング⁴⁴の環境にある個人データは、必要な目的及び範囲にて処理され、個人データ主体の権利・合法的利益を保障しなければならない。
2. ビッグデータ、人工知能、ブロックチェーン、仮想空間、クラウドコンピューティングの環境にある個人データの処理は、この法律の規定及び関連を有する法令のその他の規定を順守し、ベトナムの道德・公序良俗に適合しなければならない。
3. ビッグデータ、人工知能、ブロックチェーン、仮想空間、クラウドコンピューティング使用のシステム及びサービスは適合する個人データ保護方法を統合し、個人データ処理のため身分認証の方式を使用してアクセス権の分与をするものでなければならぬ。

⁴⁰ 「身分証明書類」の原文は *giấy tờ tùy thân* である。

⁴¹ 「モニタリング」の原文は *theo dõi* であり、その直訳は「監視」である。

⁴² 「盗聴」の原文は *nghe lén, nghe trộm* である。

⁴³ 「個人データに対するプライバシー権の管理」の原文は *thiết lập quyền riêng tư cho dữ liệu cá nhân*、であり、直訳は「個人データへの私的権利の設定」である。

⁴⁴ 「ビッグデータ、人工知能、ブロックチェーン、仮想空間、クラウドコンピューティング」の原文は *dữ liệu lớn, trí tuệ nhân tạo, chuỗi khối, vũ trụ ảo và điện toán đám mây* である。

4. 人工知能による個人データの処理は、適合する個人データに関する保護方法を取るためリスクの程度に応じた分類を実施しなければならない。
5. 国防・国家安寧・秩序・社会の安全に対する損害の惹起，又は他者の生命・健康・名誉・人格・財産の侵害のため，個人データを使用するビッグデータ，人工知能，ブロックチェーン，仮想空間，クラウドコンピューティングの処理システムを使用，開発できない。
6. 政府はこの条の詳細を規定する。

第 31 条 個人位置データ，生体認証データに対する個人データの保護

1. 個人位置データとは，位置を知らせて具体的な人物特定に資する位置特定技術を通じて確定される情報である。
2. 生体認証データとは，人物確定のための，その人物の固有の，かつ安定的な物理的性質，生物学的特徴に関するデータである。
3. 個人位置データに関する個人データの保護につき，以下に規定する。
 - a) 無線周波数識別⁴⁵及びその他の技術を通じたモニタリングを適用しない。但し，個人データ主体の同意がある場合，法令の規定に従った権限を有する機関の要請がある場合，又は法令が異なる規定を有する場合を除く。
 - b) モバイルアプリケーションプラットフォーム⁴⁶を供給する組織，個人は，個人位置データ使用について使用者に通知し，関連のない組織，個人の個人位置データ収集を阻止する方法を採り，使用者に個人位置モニタリングの選択肢を提供しなければならない。
4. 生体認証データ保護につき，以下に規定する。
 - a) 生体認証データを収集及び処理する機関，組織，個人は，生体認証データの保存及び送信について物理的な秘密保持措置を備えなければならない
 - b) 生体認証データ処理がデータ主体に損害を惹起する場合，生体認証データを収集及び処理した組織，個人は，政府の規定に従って，その個人データ主体に通知しなければならない。

第 32 条 公共の場所，公的活動における録音・録画から収集される個人データの保護

⁴⁵ 「無線周波数識別」の原文は *thẻ nhận dạng tần số vô tuyến* であり，英語では *Radio Frequency Identification (RFID)* と訳される。

⁴⁶ 「モバイルアプリケーションプラットフォーム」の原文は *nền tảng ứng dụng di động* である。

1. 機関、組織、個人が、公共の場所、公的活動における録音・録画から個人データを録音、録画及び処理することに関して、個人データ主体の同意が不要となる場合は、以下の各場合である。
 - a) 国防、国家安寧の保護、社会の秩序・安全の保護、機関・組織・個人の権利・合法的利益の保護の任務を実施するため。
 - b) 会議、セミナー、スポーツ競技の活動、芸術公演及びその他の公共活動から収集された音声、画像、その他容姿に関する情報で個人データ主体の名誉、人格、威信に損害を与えないもの。
 - c) 法令の規定するその他の場合。
2. この条第1項が規定する録音、録画の場合、機関、組織、個人は通知、又はその他の情報形式で、個人データ主体に自らが録音、録画されていることを知らせる責任を負う。但し、法令が異なる規定を有する場合を除く。
3. 収集された個人データは処理目的に適合するように処理され、使用されるのみである。法令に反する目的のため又は個人データ主体の権利、合法的利益に侵害を与える目的のために使用することはできない。
4. 公共の場所、公的活動における録音・録画から収集された個人データは、収集目的に資するため必要な時間において保存されるのみである。但し、法令が異なる規定を有する場合を除く。保存期間を経過した時は、個人データはこの法律の規定に従って削除、廃棄しなければならない。
5. この条第1項が規定する場合の録音、録画を実施し、その録音、録画から収集される個人データを処理する機関、組織、個人は、この法律の規定及び関連を有するその他の法令の規定に従って個人データを保護する責任を負う。

第三章 個人データ保護保障の勢力、条件

第33条 個人データ保護の勢力

1. 個人データ保護を行う勢力⁴⁷は以下からなる。
 - a) 公安省に属する、個人データ保護の専門責任機関。
 - b) 機関、組織における個人データ保護に関する部局、人事部門。
 - c) 個人データ保護サービスを提供する組織、個人。
 - d) 個人データ保護に参加すべく動員された組織、個人。
2. 機関、組織は、個人データ保護勢力の条件を満たす部局、人事部門を指定する、又は個人データ保護サービスを提供する組織、個人を雇用する責任を負う。

⁴⁷ 「勢力」の原文は *Lực lượng* である。

3. 政府は、機関、組織における個人データ保護の部局・人事部門、個人データ保護サービス・個人データ処理サービスを提供する組織・個人の条件・任務に関して規定する。

第 34 条 個人データ保護に関する技術標準・基準

1. 個人データ保護の標準⁴⁸は、ベトナムで公表・承認・適用される個人データの情報システム、ハードウェア、ソフトウェア、管理、運用、処理、保護に対する標準からなる。
2. 個人データの技術基準⁴⁹は、ベトナムで作成・発行・適用される個人データの情報システム、ハードウェア、ソフトウェア、管理、運用、処理、保護に対する基準からなる。
3. 個人データ保護に関する技術標準・基準の発行は、技術標準・基準に関する法令の規定に従って実施する。

第 35 条 個人データ保護活動の検査

個人データ保護活動の検査は、この法律の規定及び政府の規定に従って実施する。

第四章 個人データ保護に関する機関、組織、個人の責任

第 36 条 個人データ保護に関する国家管理責任

1. 政府は、個人データ保護に関する国家管理を統一的に実施する。
2. 公安省は、個人データ保護に関する国家管理を実施する政府に対して責任を負う起点機関⁵⁰である。
3. 国防省は、個人データ保護に関する国家管理を実施する政府に対して、その管理範囲において責任を負う。
4. 省、省同格機関、政府に属する機関は、法令の規定及び割り当てられた職務・任務に従った管理範囲に属する分野について、個人データ保護に関する国家管理を実施する。
5. 省級人民委員会は、法令の規定及び割り当てられた職務・任務に従った個人データ保護に関する国家管理を実施する。

第 37 条 個人データ統括者、個人データ処理者、個人データ統括及び処理者の責任

⁴⁸ 「標準」の原文は *tiêu chuẩn* である。

⁴⁹ 「基準」の原文は *quy chuẩn* である。

⁵⁰ 「起点機関」の原文は *cơ quan đầu mối* である。

1. 個人データ統括者の責任は以下のとおりである。
 - a) この法律の規定及び関連を有するその他の法律の規定に従った個人データ処理について関連を有する合意、契約において各当事者が順守しなければならない責任、権利及び義務を明確にする。
 - b) 法令の規定に従った原則及び内容を含んだ、各文書、合意における個人データ主体に対する個人データ処理の目的及び方法を決定する。
 - c) 法令の規定に従った個人データ保護に適合する管理、技術的方法を実施し、必要な場合にその方法を精査して更新する。
 - d) この法律第 23 条が規定する個人データ保護に関する規定に違反する行為を通報する。
 - d) 個人データ処理に適合する個人データ処理者を選択する。
 - e) この法律第 4 条が規定する個人データ主体の権利を保障する。
 - g) 個人データ処理過程で生じた損害に関して、個人データ主体に対して責任を負う。
 - h) 自らのシステム、設備、サービスからの許可に反する個人データ収集活動を阻止する。
 - i) 公安省、個人データ保護における権限を有する国家機関と協働して、個人データ保護に関する法令違反行為の調査、処分の情報を提供する。
 - k) この法律の規定及び関連を有する法令のその他の規定に従ったその他の責任を負う。
2. 個人データ処理者の責任は以下のとおりである。
 - a) 個人データ処理に関する個人データ統括者、個人データ統括及び処理者との合意、契約がある場合に個人データを受領するのみである。
 - b) 個人データ統括者、個人データ統括及び処理者と締結した合意、契約に正しく従って個人データを処理する。
 - c) この法律の規定及び関連を有する法令のその他の規定に従った個人データ保護の方法を全て実施する。
 - d) 個人データ処理過程で生じた損害に関して、個人データ統括者、個人データ統括及び処理者に対して責任を負う。
 - d) 自らのシステム、設備、サービスからの許可に反する個人データ収集活動を阻止する。
 - e) 公安省、個人データ保護における権限を有する国家機関と協働して、個人データ保護に関する法令違反行為の調査、処分の情報を提供する。
 - g) この法律の規定及び関連を有する法令のその他の規定に従ったその他の責任を負う。

3. 個人データ統括及び処理者は、この条第1項及び第2項の規定を全て実施する責任を負う。

第五章 施行条項

第38条 施行効力

1. この法律は2026年1月1日から施行効力を有する。
2. 小規模企業、スタートアップ企業は、この法律が施行効力を有してから5年の間、この法律第21条、第22条及び第33項2項の規定を実施するか否かを選択することができる。但し、個人データ処理サービス事業を行う、センシティブ個人データを直接処理する、又は多数の個人データ主体の個人データを処理する小規模企業、スタートアップ企業を除く。
3. 経営世帯、極めて小規模な企業⁵¹は、この法律第21条、第22条及び第33項2項の規定を実施しなくてもよい。但し、個人データ処理サービス事業を行う、センシティブ個人データを直接処理する、又は多数の個人データ主体の個人データを処理する経営世帯、極めて小規模な企業を除く。
4. 政府はこの条第2項及び第3項の詳細を規定する。

第39条 経過規定

1. この法律が施行効力を有する前に、既に実施している個人データ処理活動で、個人データ主体が政府の2023年4月17日付の議定、番号13/2023/ND-CPの規定に従った同意又は合意をしているものは引き続き実施し、再度の同意、合意は必要ない。
2. この法律が施行効力を有する前に、個人データ専門責任機関が受領した政府の2023年4月17日付の議定、番号13/2023/ND-CPの規定に従った個人データ処理影響評価書、国外への個人データ移転影響評価書は引き続き使用し、この法律に従った個人データ処理影響評価書、個人データ越境移転影響評価書を作成する必要はない。この法律が施行効力を有した後の上記の作成済み資料の更新は、この法律の規定に従って実施する。

この法律は、ベトナム社会主義共和国第15期国会第9会期において、2025年6月26日に採択された。

国会議長
チャン・タイン・マン

⁵¹ 「極めて小規模な企業」の原文は doanh nghiệp siêu nhỏ である。